

令和2年6月1日

ご相談者 様
企業の皆様
関係機関の皆様

社会福祉法人 青い鳥
横浜東部就労支援センター
所長 富田 和彦

緊急事態宣言解除に伴う対応について

平素より、横浜東部就労支援センターの事業にご協力を賜り、お礼申し上げます。

令和2年4月7日の緊急事態宣言により、当センターの業務を縮小し実施してまいりましたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、業務の一部を変更し6月1日より業務を再開いたします。

感染拡大防止のため、一部業務の変更、制限することから、皆様方にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 新規相談については、お申し込みいただいた順にご案内を行っております。
2. 来所相談については、全て電話予約の上で来所していただくこととなりますので、ご了承ください。
3. 来所時は、マスク着用と手指の消毒にご協力をお願いいたします。
4. 訪問については、感染拡大防止のため、当面必要な場合のみとさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。
5. 今回の業務再開に伴い変更した業務については、近日中に別途お知らせする予定です。

以上